

< 入札公告 兼 入札説明書 >

次のとおり、条件付き一般競争入札（持参入札）を行います。

本件は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、くじ引きにより落札候補者を決定しますので、ご了承ください。

2023年1月30日

社会福祉法人みその
理事長 江草 明彦

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、入札参加者は、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

共同企業体の場合は、すべての構成員が次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各工事に共通する事項

ア 神奈川県競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。

イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。

ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でなく、かつ、所在市町村が措置する指名停止期間中の者でないこと。

エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

カ 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。

ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

キ 競争参加資格確認申請期限以前6か月以内に不渡手形及び不渡小切手を出している者でないこと。

ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争参加資格の再認定を受けた者を除きます。

ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ケ 事業税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 発注工種に係る建設業法第26条に規定する技術者（監理技術者の場合は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者）を現場に配置できる者であること。

サ 当該工事の下請け総額が建設業法で定める額以上（建築工事6,000万円以上）と想定される場合は、当該工事の種類に係る特定建設業の許可を有する者であること。

シ 発注者である法人の役員（設立中の法人にあっては、設立者）又はその親族（以下「法人役員等」という。）が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有する者でないこと。

ス 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

セ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 工事別事項

別紙「工事発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請の提出及び資本関係又は人的関係について

入札参加希望者は、別紙「競争入札参加申請に伴う誓約事項に係る注意」を必ず確認の上、「工事発注概要書」に記載した期限までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

競争参加資格確認申請をもって、別紙「競争入札参加申請に伴う誓約事項に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

※ 「1」の（1）のセの基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

入札期間中に「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、入札担当部署に変更内容を速やかに連絡してください。

詳細については、下記の県のホームページにある「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」をご覧ください。

[\(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/\)](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/)

3 競争参加資格の確認結果の通知

競争参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、競争参加資格確認結果通知書（競争参加資格の有無（無の場合の理由）、入札を実施する日時・場所、その他入札条件等を記載）により競争参加資格の有無を通知します。

競争参加資格が「有」とされた場合でも、競争参加資格確認申請時点から落札決定、契約締結までの全期間に渡って競争参加資格要件を満たしていることが必要で、契約締結以前に競争参加資格を失った場合、落札結果は無効となり、契約を締結することができなくなります。

競争参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札又は契約締結以前に入札参加資格を失った場合は無効となります。

4 入札の実施

(1) 入札参加者の資格確認

入札参加者が入札参加事業者又はその代理人であることを、競争参加資格確認結果通知書（原本）及び運転免許証等の身分証明書により確認します。

代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。なお、同一の代理人が、当該入札にお

いて2者以上の代理人を兼ねることは認められません。

(2) 入札書の提出

ア 入札書は、インクまたはボールペン等の容易に修正できない方法により、黒色または青色で記載してください。

イ 入札書は、「工事発注概要書」に記載の日時及び場所に持参により提出してください。郵送または電信による入札は認められません。

ウ 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)

エ 入札執行者の合図により、入札参加者は入札書を入札箱に投函してください。

オ 一度提出した入札書の書き換え、差し替え及び撤回はできません。

(3) 入札回数

入札回数は1回を原則とします。開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を1回行います。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

(4) 工事費内訳書の提出

入札書の提出と同時に工事費内訳書を提出してください。工事費内訳書の提出がない場合は失格とします。なお、内訳書の様式は設計図書とともに配布しますので、必ず配布された様式を使用してください。

ただし、再度入札は工事費内訳書の提出の必要はありません。

(5) 入札の辞退

入札日以前に入札参加事業者が入札を辞退する場合、辞退届を提出してください。

辞退届を提出した後は、辞退届の撤回はできません。

入札時刻に遅れた事業者又は入札に参加しない事業者は、入札を辞退したものとみなします。

1回目の入札を辞退した者は、当該入札に係る再度入札には参加できません。

(6) 開札

入札参加者による入札書、工事費内訳書の提出が終了した後、直ちに当該入札場所において開札を行います。

(7) 最低制限価格未満の入札

最低制限価格未満の価格をもって入札した者は失格とし、当該再度入札には参加できません。

(8) 落札候補者の決定

最低制限価格以上で予定価格以下の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引いてもらい落札候補者を決定します。

同価入札をした者は、すべてくじを引かなければならず、くじ引きを辞退したり撤回することはできません。

当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わり当該入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

(9) 落札候補者等の公表

落札候補者が決定した場合は、予定価格、最低制限価格、各事業者名と各入札金額、落札者となる事業者名と落札金額を発表します。

落札候補者が決定しなかった場合は、落札者がいなかった旨と最低入札金額(事業者名は除く)

だけを発表します。

(10) 再度入札

開札の結果、最低制限価格以上で予定価格以下の価格で入札した者がなく、予定価格を超える価格で入札した者がいた場合は、直ちに再度入札を行います。

再度入札の結果、落札候補者が決定しなかった場合は、当該入札は不調とし、当該入札を打ち切ります。

5 落札候補者の提出書類

落札候補者は、落札決定後速やかに以下の書類を提出してください。

- (1) 工事費細目内訳書(種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書)を提出してください。
- (2) 健康保険、年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していることを確認するため、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(経営事項審査受審後に加入した場合は加入を確認できる書類)
- (3) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類(建設業許可申請書及び専任技術者証明書(共に副本)の写し)
- (4) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

- (ア) 配置予定技術者届(資格設定により専任又は非専任)

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

※ 主任技術者の兼務を希望する場合は、兼務の相手方となる工事の発注者の収受印の押印を受けた「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出してください。

なお、詳細については、下記の県のホームページにある「配置予定技術者(主任技術者等)の専任要件の緩和について」をご覧ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/>)

- (イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係(請負金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係)にあることが確認できる書類

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

(例) 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証又は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等(※)の写し

(※) 「雇用保険被保険者資格取得確認等通知書」を提出する者においては、雇用期間を当該通知書中の「確認(受理)通知年月日」により確認します。

ただし、「確認(受理)通知年月日」が「被保険者となった年月日から15日以内の場合には、「被保険者となった年月日」から雇用されていた者とみなします。

- (ロ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその裏面)の写し

- (ハ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し(技術検定合格証明書等)

イ 同種工事の実績

- (ア) 同種工事实績届

神奈川県発注工事を優先的に記載してください。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

- (イ) 資格要件とされた内容(規模・工法等)及び完成を確認できる書類

(例) CORINS(コリンズ)の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書(任意様式)等の写し

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

- (5) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を（仮）契約締結と同時に納付するものとし（ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です）。ただし、神奈川県債券証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとし。

7 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとし。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
なお、1回目の入札で無効とされた者は、当該再度入札には参加できません。
ア 競争参加資格のない者がした入札又は競争参加資格を確認した者で、落札決定までに競争参加の資格要件を欠いた者がした入札
イ 競争参加資格の確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札
オ 委任状を提出しない代理人がした入札
カ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
キ 記名押印がない入札又は入札事項を表示しない入札
ク 同一事項に対し、2通以上入札した入札
ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 「4」の(4)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が落札決定後速やかに当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (9) 社会保険等に加入している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。
- (10) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。詳細は、「工事発注概要書」をご確認ください。
- (11) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。